

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（主任無線従事者の講習を要しない無線局）

第三十四条の六 法第三十九条第七項（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーその他の小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置する船舶局（国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。以下「特定船舶局」という。）

二 簡易無線局
三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一（七）（略）

八 船舶局（F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置するものに限る。）

九 船上通信局
十（二十四）

（主任無線従事者の講習を要しない無線局）

第三十四条の六 法第三十九条第七項（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 免許規則第四条第二項の表六の項に規定する特定船舶局

二 簡易無線局
三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一（七）（略）

八 船舶局（F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携

帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置するものに限る。）

九 船上通信局
十（二十四）

（権限の委任）

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第一号の一の三、第三号及び第六号の一に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一〇八 （略）

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

一〇三の三

（略）

三の四 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局

申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十六第一項、法第二十七条の三十一、法第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所））

3・4 （略）	四〇十四
------------	------

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

（1）
一〇九（略）
十 船舶局
（略）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第一号の一の三、第三号及び第六号の一に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一〇八 （略）

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

一〇三の三

（略）

三の四 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局

申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十六第一項、法第二十七条の三十一及び法第二十七条の三十二に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所））

3・4 （略）	四〇十四
------------	------

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の二関係）

（1）
一〇九（略）
十 船舶局
（略）

(2)

義務船舶局であつて(1)に該当しないもの及び義務船舶局以外の船舶局であつて船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条の規定に基づく命令により遭難自動通報設備の備付けを要する船舶に開設するもの

(3)

特定船舶局(F二-B電波又はF三-E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。))、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないものに限る。)

(4)

(1)から(3)までに該当しないもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

二年

三年 五年

(2)

義務船舶局であつて(1)に該当しないもの及び義務船舶局以外の船舶局であつて船舶安全法第二条の規定に基づく命令により遭難自動通報設備の備付けを要する船舶に開設するもの

二年

(3)

(1)及び(2)に該当しないもの

三年